

京都市廃棄物減量等推進審議会 第6回指定袋制導入検討部会

平成17年3月24日
みやこめっせ 大会議室

(次 第)

I 開 会 13：30

II 議 事

- 1 指定袋の具体的導入方式について（1～16ページ）
 - （1）3パターンの総括的な特徴（1ページ）
 - （2）導入方式決定に当たっての検討項目（2～16ページ）
 - ①基本的な考え方
 - ②具体的判断項目
 - ③部会としての導入方式の決定
- 2 具体的実施に当たって検討すべき課題（17ページ）
 - （1）部会としての検討課題
 - （2）その他留意点
- 3 今後のスケジュール（18ページ）
- 4 その他

III 閉 会 15：30

京都市廃棄物減量等推進審議会

指定袋制導入検討部会委員名簿

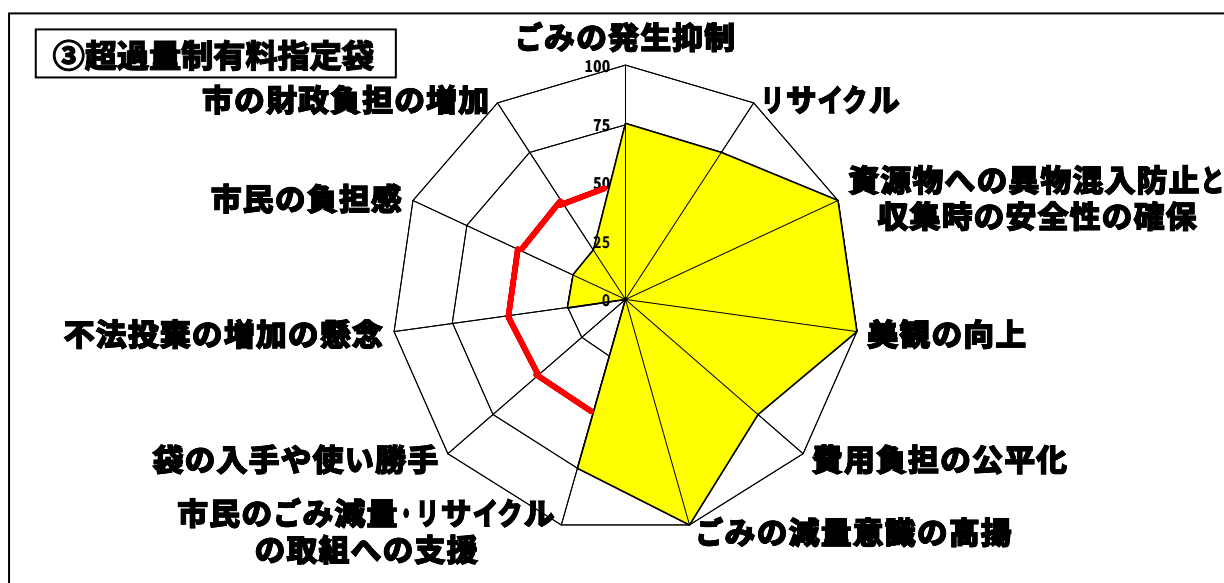
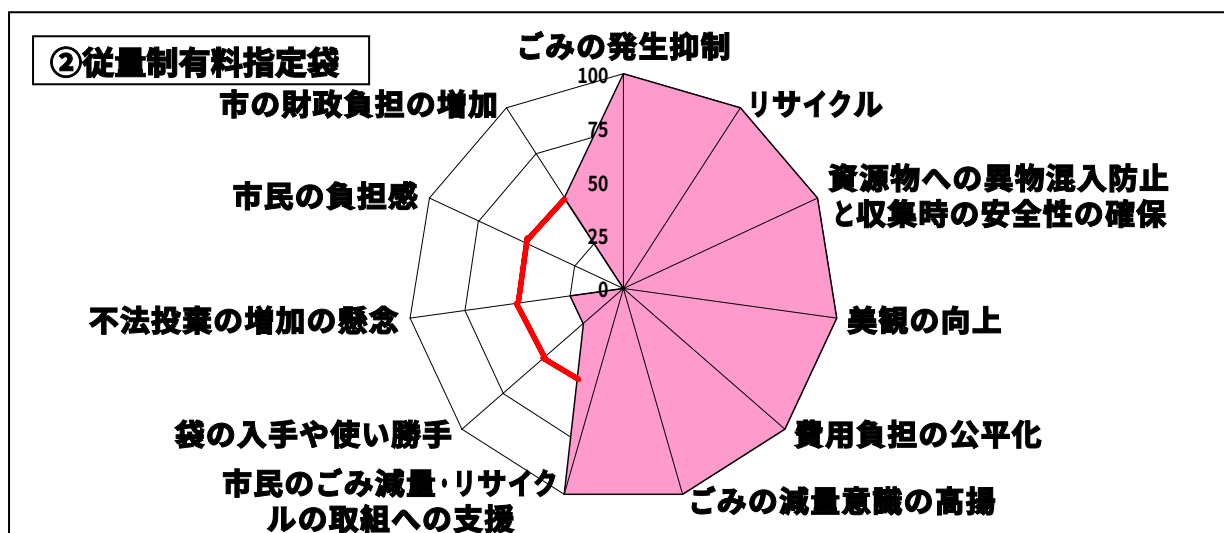
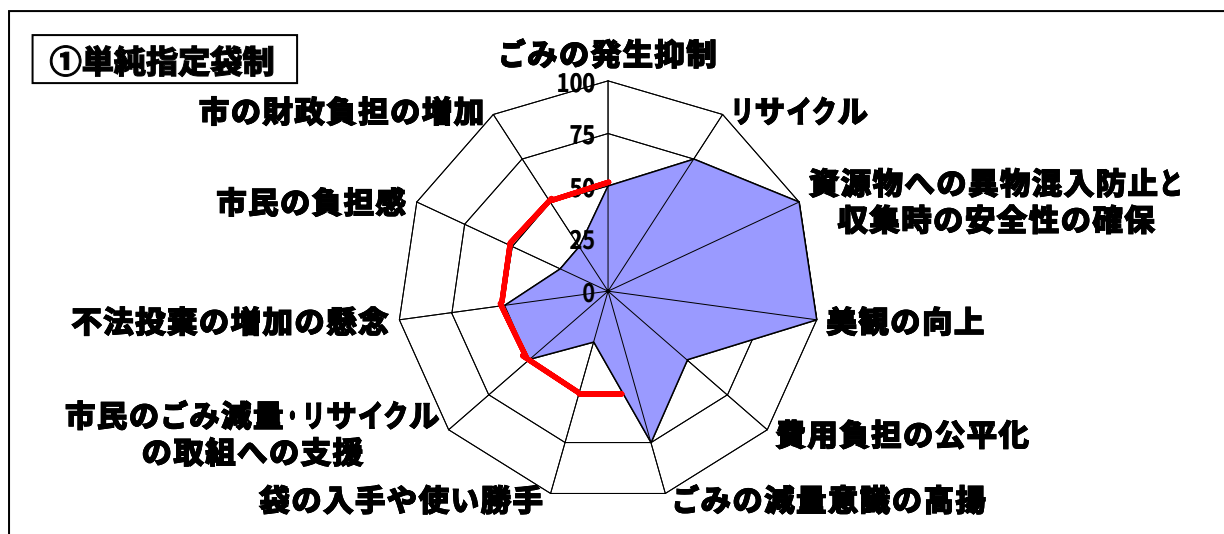
氏 名	役 職 名
飯島 正裕 いいじま まさひろ	日本チェーンストア協会関西支部 参与
岡松 誠一 おかまつ せいいち	市民公募委員
熊渕 かおり くまぶち	市民公募委員
◎ 郡 篤 孝 ぐんじま たかし	同志社大学経済学部 教授
佐伯 久子 さえき ひさこ	京都市地域女性連合会 常任委員
高月 紘 たかつき ひろし	京都大学環境保全センター長
○ 中島 和子 なかじま かずこ	京都市生活学校連絡会 会長
堀 孝弘 ほり たかひろ	環境市民 事務局長
松本 明光 まつもと あきみつ	京都商店連盟 総務委員長
山内 寛 やまうち ひろし	京都市保健協議会連合会 副会長
山根 拓也 やまね たくや	京都環境事業協同組合 副理事長

(敬称略，五十音順)

◎：部会長，○副部会長

1 指定袋の具体的導入方式について

(1) 3パターンの総括的な特徴



(2) 導入方式決定に当たっての検討項目

①基本的な考え方

指定袋制の導入方式は、

- ・単純指定袋制か有料指定袋制か
- ・有料指定袋制を選択した場合、従量制か超過量制か

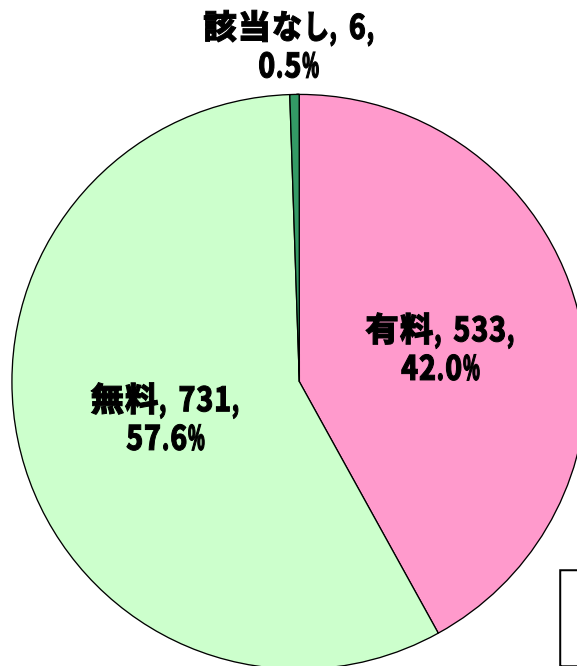
について、それぞれの判断項目を踏まえたうえで決定し、その方式について導入に当たっての検討課題を議論していく必要がある。これらをまとめると下図のとおりとなる。



②具体的判断項目（単純指定袋 or 有料指定袋）

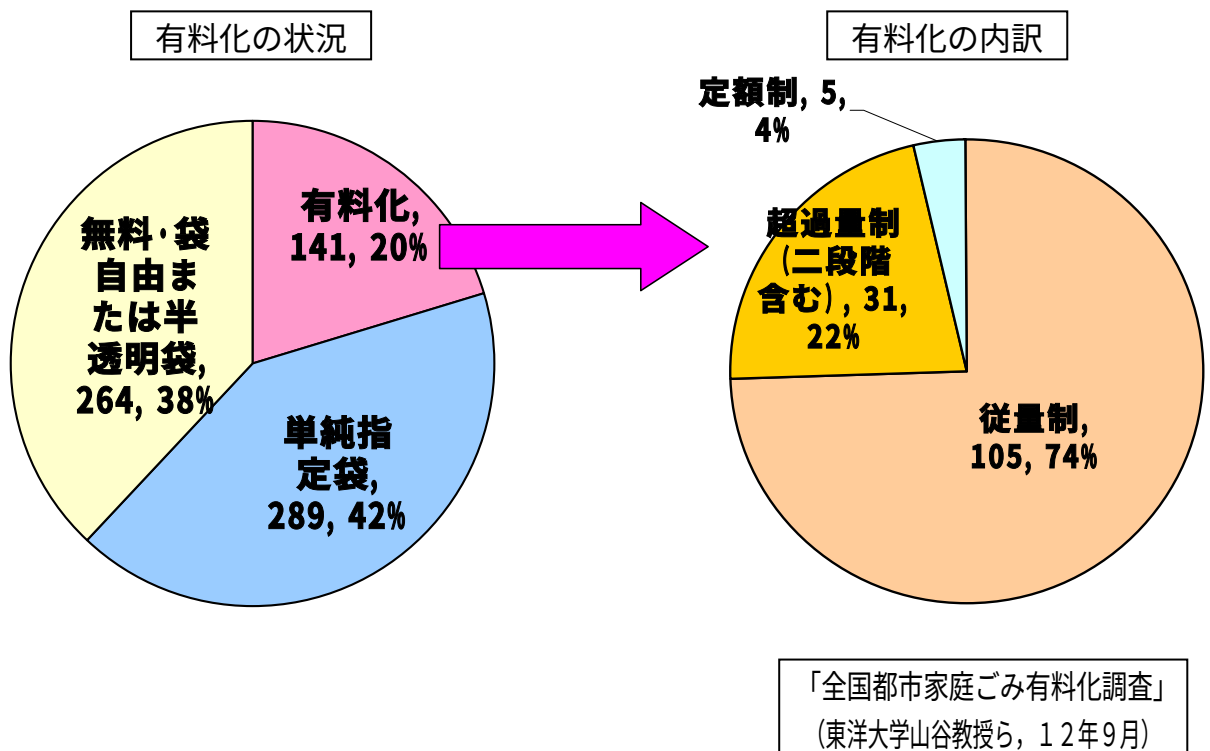
a 他都市における家庭ごみ有料化の状況

ア 全国自治体の家庭ごみ有料化の状況（有効回答数1, 270自治体）



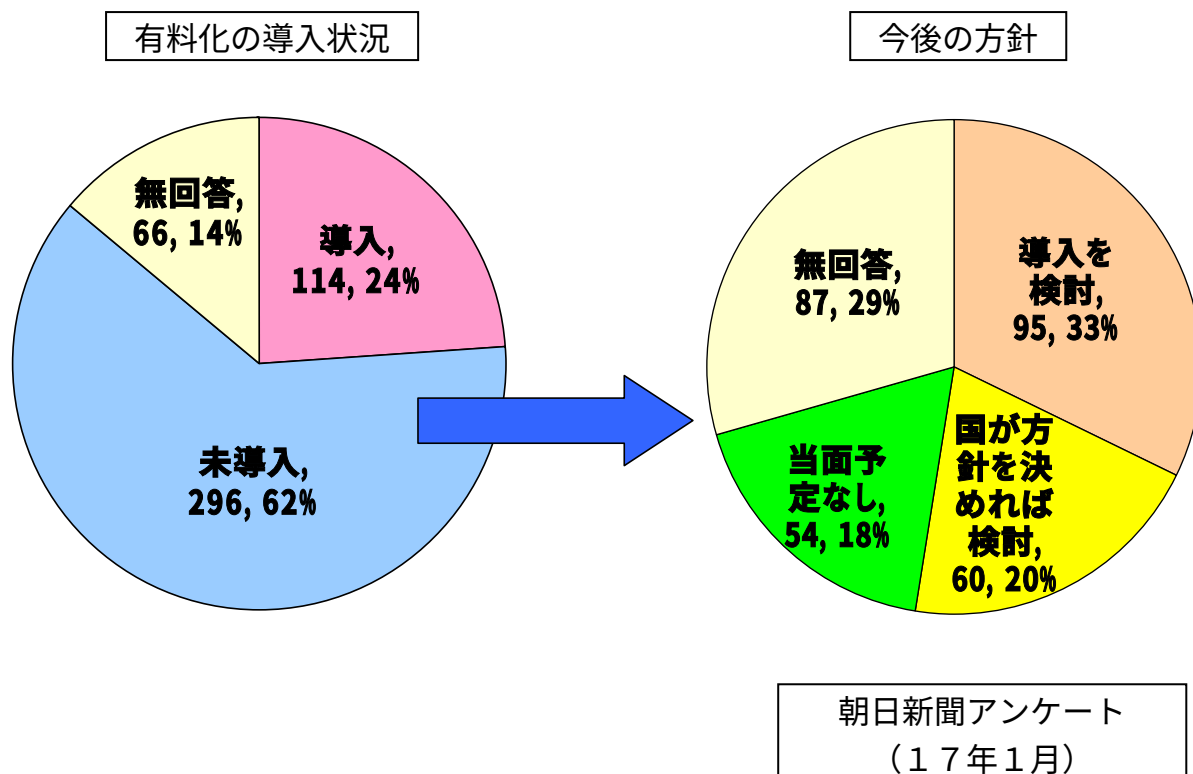
「環境省委託業務報告書」
((社) 全国都市清掃会議, 15年3月)

イ 全国自治体（市区）の家庭ごみ有料化の状況（有効回答数694都市）



「全国都市家庭ごみ有料化調査」
(東洋大学山谷教授ら, 12年9月)

ウ 全国自治体（人口5万人以上の市区）の家庭ごみ有料化の状況
（有効回答数476都市）

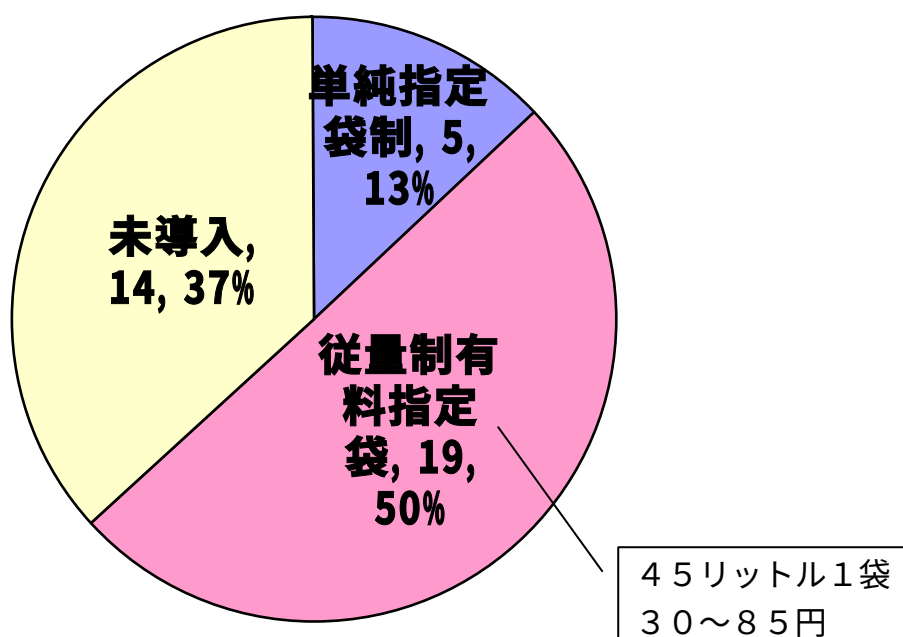


エ 政令市における家庭ごみ有料化の状況

現在の状況	都市名	今後の方向性
有料化実施	北九州市※ ¹	袋料金の値上げを検討中
有料化を検討	福岡市※ ²	17年10月に有料化予定
	札幌市	17年度審議会で有料化検討予定
基本計画で有料化の検討を記述	仙台市※ ²	新計画（16年度中に策定）
	さいたま市	一般廃棄物処理基本計画（15年3月）
	千葉市※ ²	一般廃棄物処理基本計画（14年3月）
	川崎市	新計画（16年度中に策定）
現時点で予定なし	横浜市	
	名古屋市※ ²	
	大阪市	
	神戸市	
	広島市	単純指定袋制を18年4月に導入予定

※1：有料指定袋制導入都市、※2：単純指定袋制導入都市

オ 京都府下市町での指定袋制導入の状況（京都市を除く38市町）



カ 京都市周辺市町での指定袋制導入の状況

京都市から見て北部の地域では指定袋制を導入しているところが多いが、逆に南部の地域では導入が進んでいない。

従量制有料指定袋

亀岡市，八木町，京北町，美山町

単純指定袋制

高島市，大津市

未導入

宇治市，八幡市，向日市，長岡京市，高槻市，
久御山町，大山崎町，島本町

b 市民意見

ア 青空タウンミーティング（京路地フェスタ2004）

4名の意見発表者のうち、単純指定袋制賛成・有料化反対が1名、従量制有料指定袋賛成が2名、超過量制重量指定袋賛成が1名であった。

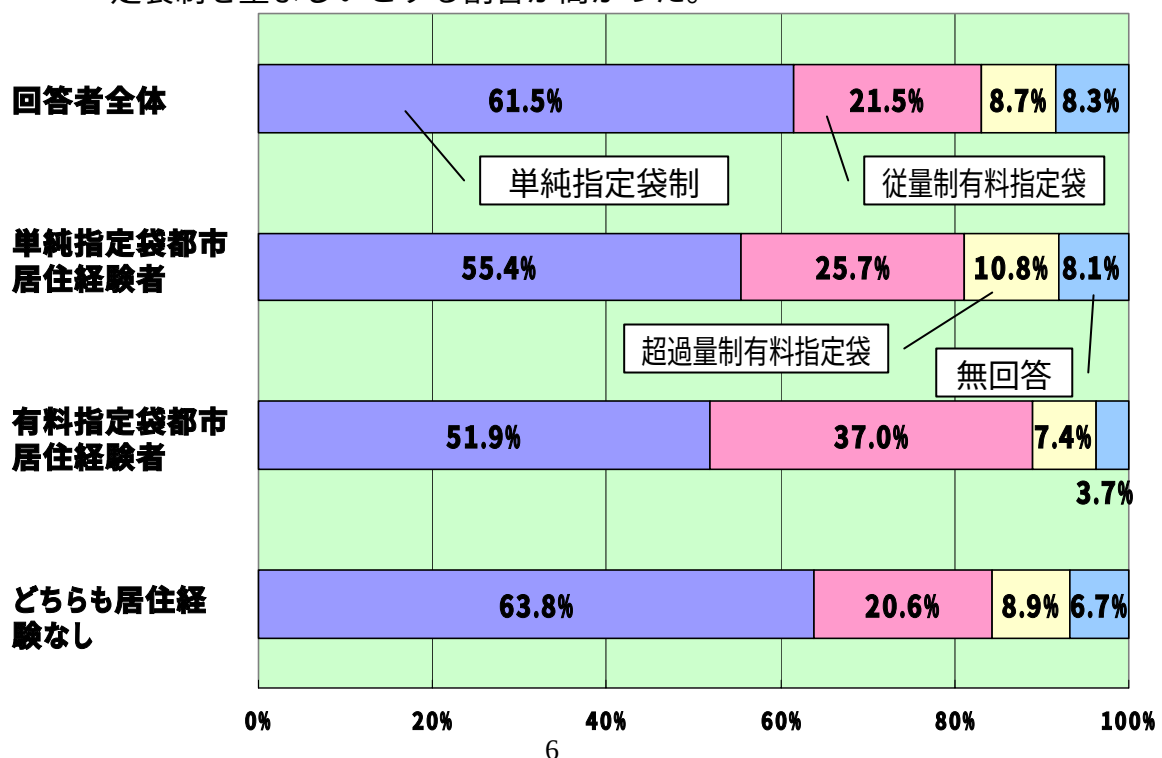
意見の趣旨	人数	コメント
単純指定袋制賛成 有料化反対	1	・マナー向上，分別の徹底，危険ごみの混入防止賛成 ・ごみのリバウンド，税金の二重取りで有料化反対 ・もっと市民の中に飛び込んで施策や方針の説明を
従量制有料指定袋賛成	2	・ごみ袋をごみ減量のPR媒体に ・収入でごみ減量・リサイクルの市民活動支援を ・生活パターンを変えるため大袋100円程度にすべき ・導入に当たって各町内で徹底した出前学習を
超過量制有料指定袋賛成	1	・決められた範囲を超えれば料金が高くなるので減量努力が生まれる ・一定枚数を超えれば目立つ（赤い）袋に

また，3つの方式のうちどれを導入すべきかを来場者に尋ねたところ，単純指定袋制が30%，従量制有料指定袋が50%，超過量制有料指定袋が20%であった。

イ 市民アンケート調査結果（望ましいパターン）

3つの方式のうちどれを導入するのが望ましいかを尋ねたところ，回答者全体では61.5%の市民が単純指定袋制と回答した。一方，従量制有料指定袋は21.5%，超過量制有料指定袋は8.7%であった。

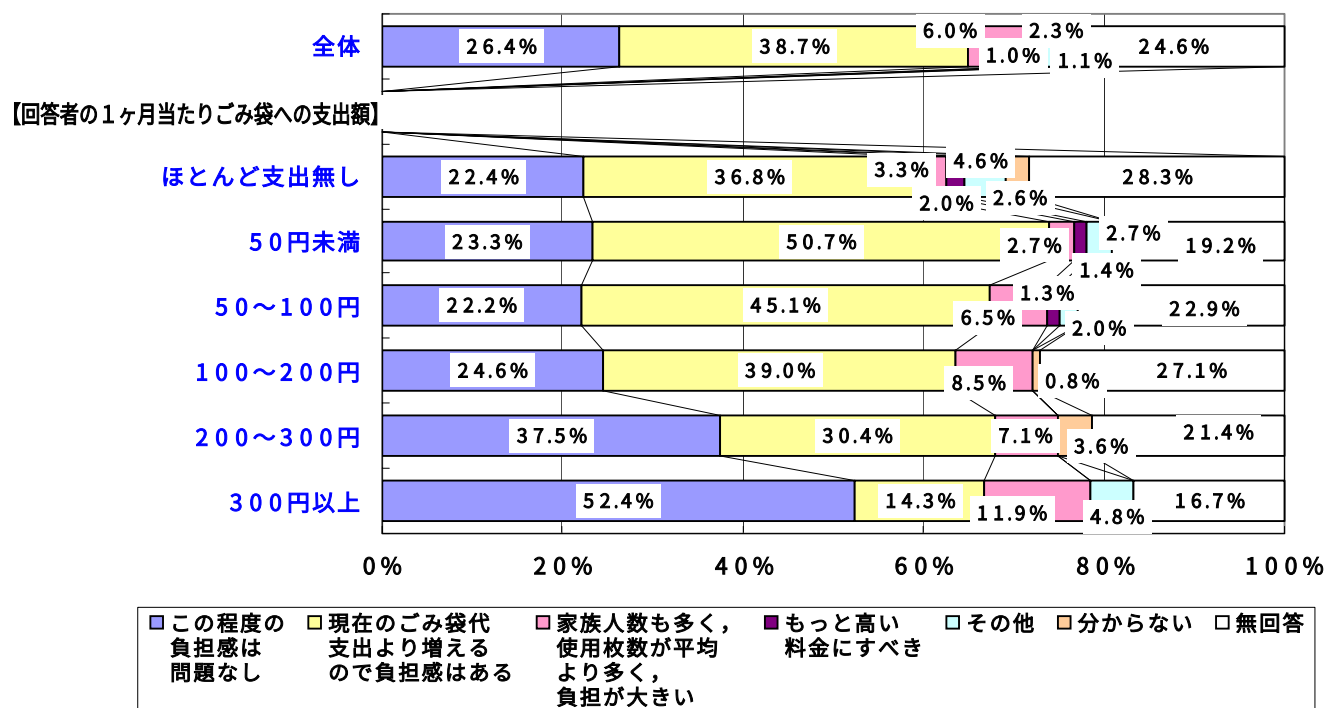
なお，単純指定袋制又は有料指定袋制を導入している都市での居住経験がある方については，そうした都市での居住経験がない方に比べ，有料指定袋制を望ましいとする割合が高かった。



ウ 市民アンケート調査結果（「ごみ袋代400円」に対する負担の感じ方）

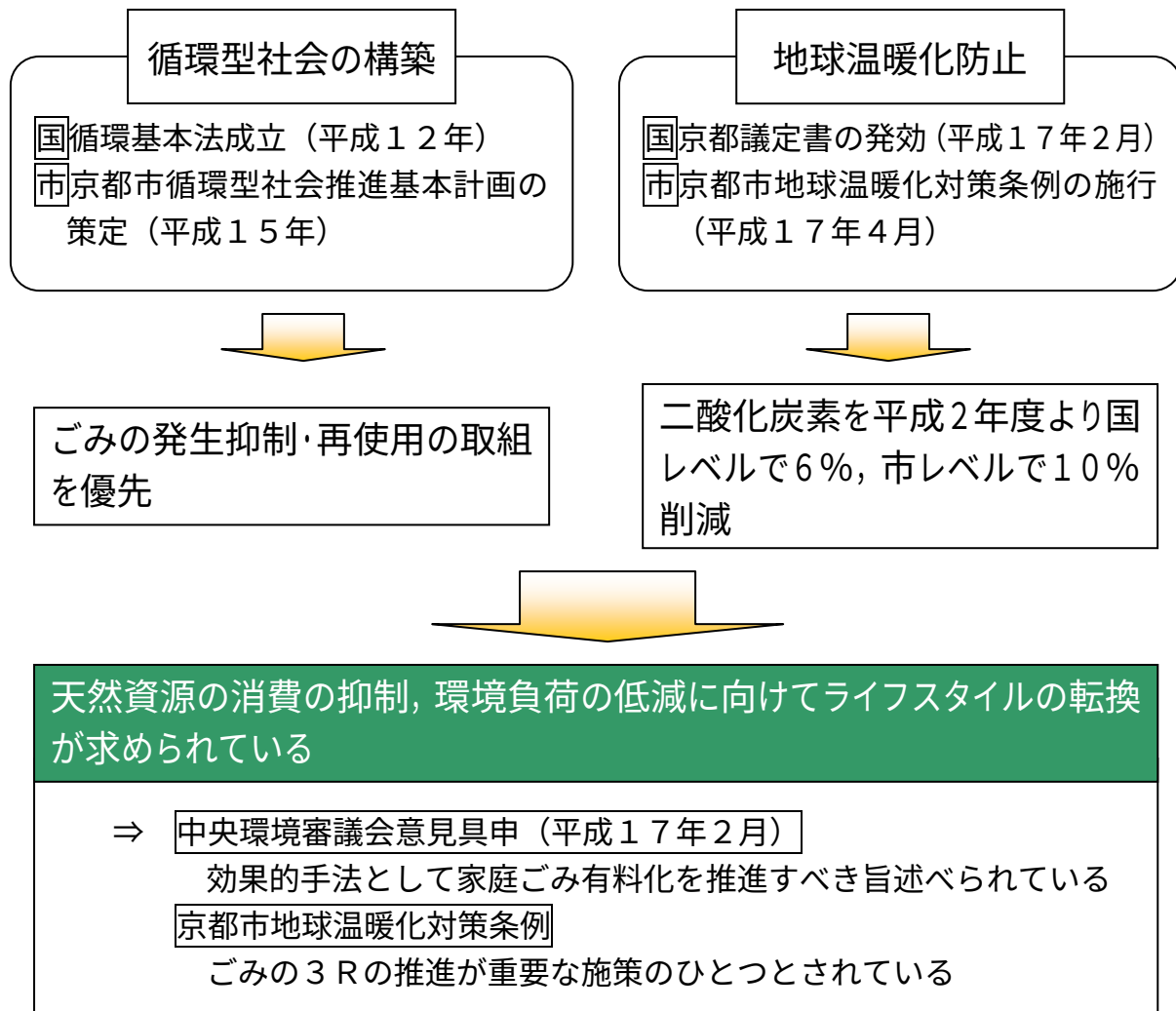
仮に従量制有料指定袋で45リットルのごみ袋1枚の値段を45円とする場合、平均的な家庭での1ヶ月当たりごみ袋使用枚数が9枚であることから、1ヶ月当たりの負担額は400円となるが、これについてどう感じるかを尋ねた。

その結果、全体としておよそ45%の方が「負担感がある」又は「負担が大きい」と回答した一方で、「この程度の負担感の問題なし」又は「もっと高い料金にすべき」と回答された方が約30%に上った。



c 循環型社会，地球温暖化防止を巡る国の動向等

ア 国の動きや社会的動向が要請しているもの

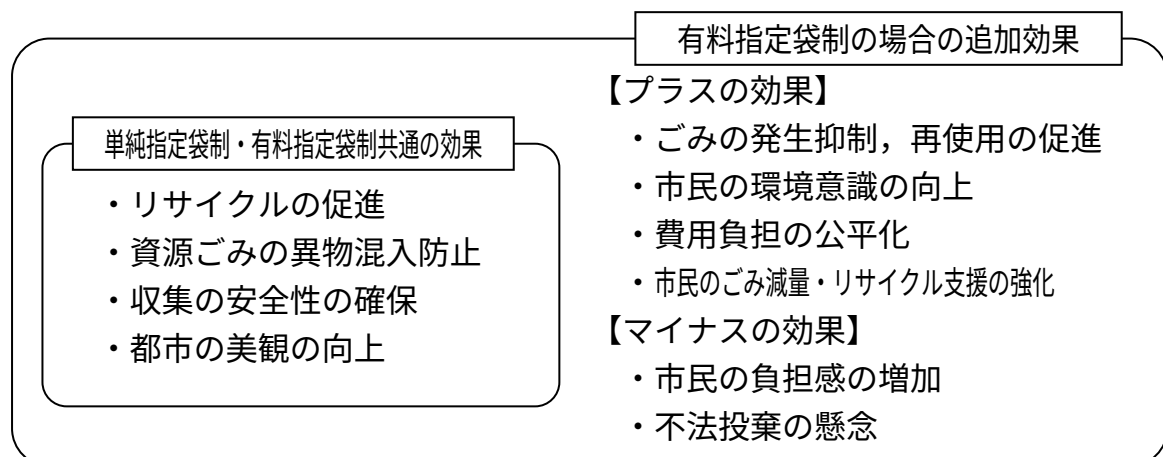


d 有料化導入による効果の有無

ア それぞれの方式を支持するもの

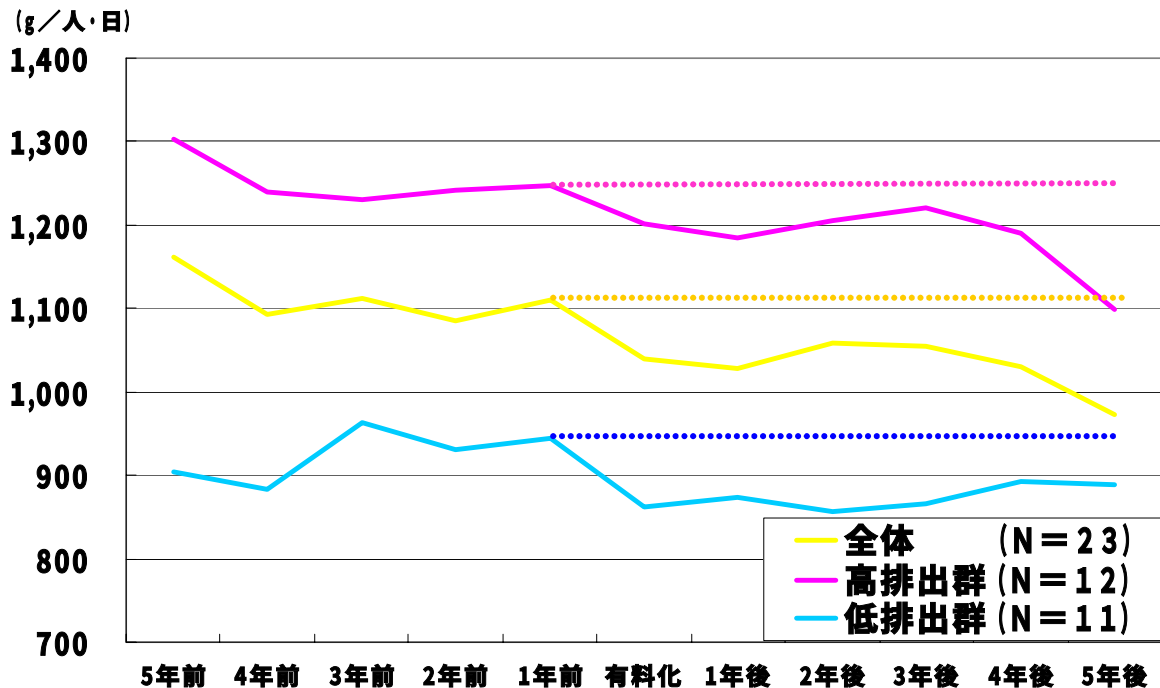
単純指定袋制は，市民アンケートで約6割の方が支持しているものである。一方，循環型社会構築，地球温暖化防止のための実効ある施策が必要との観点からは有料指定袋制が支持される。

それぞれの効果については次のように整理される。



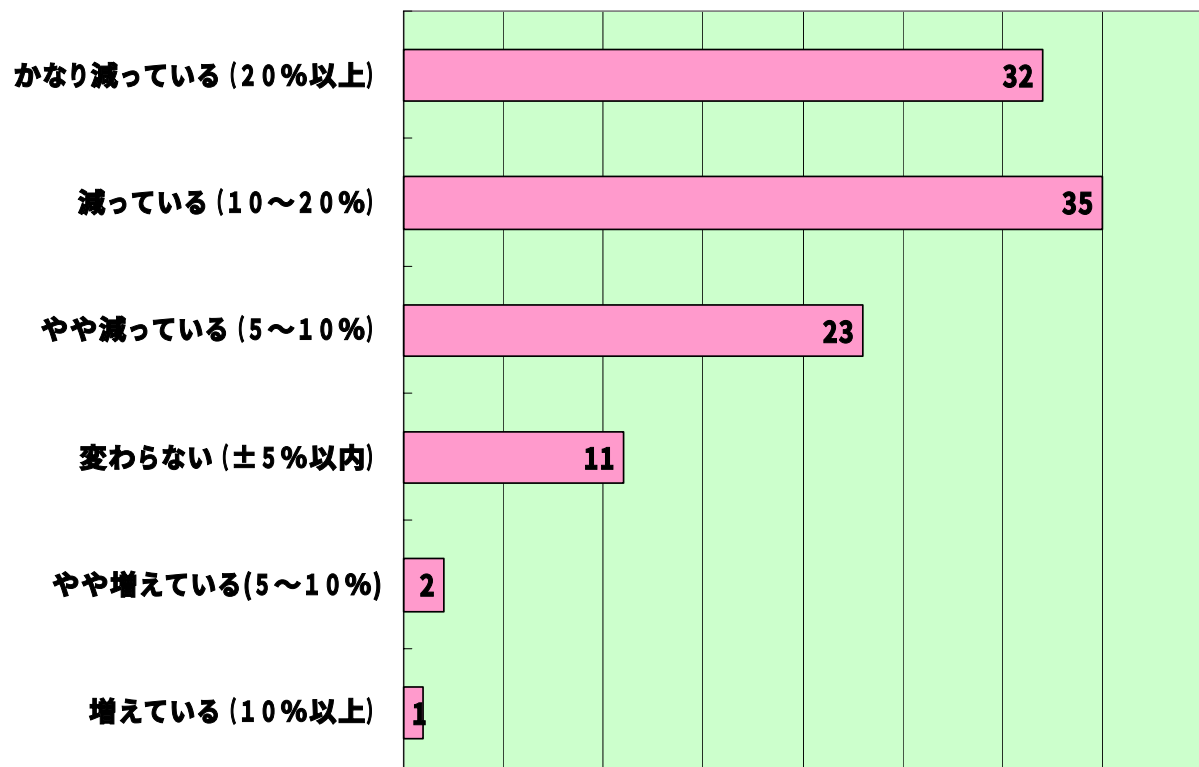
イ 有料化によりごみは本当に減るのか

・人口10万人以上の都市のごみ量変化



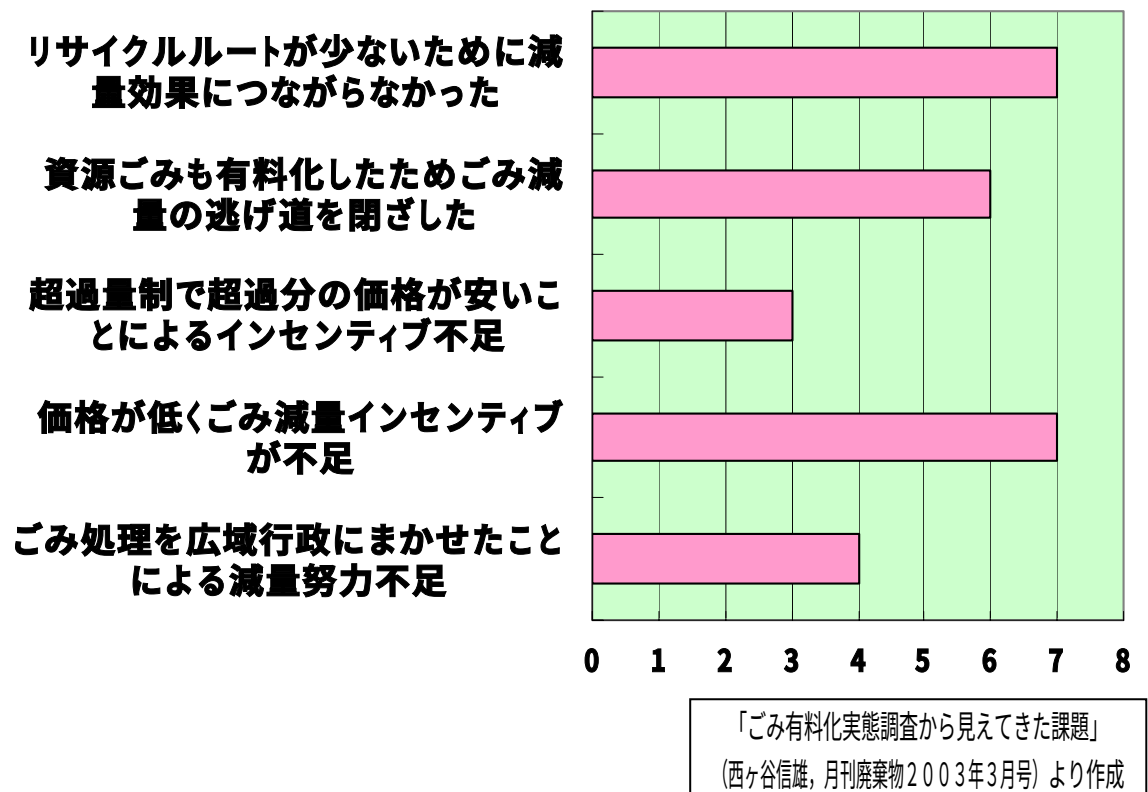
「環境省委託業務報告書」
 ((社) 全国都市清掃会議, 15年3月)

・有料化によるごみ量の変化(初年度)(市区対象, 有効回答数104都市)



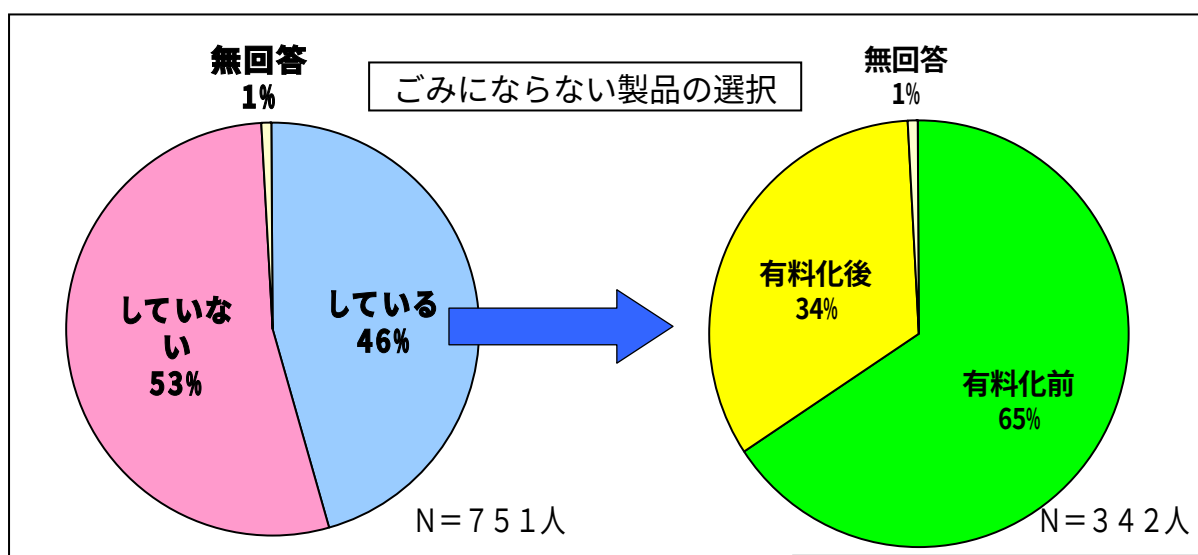
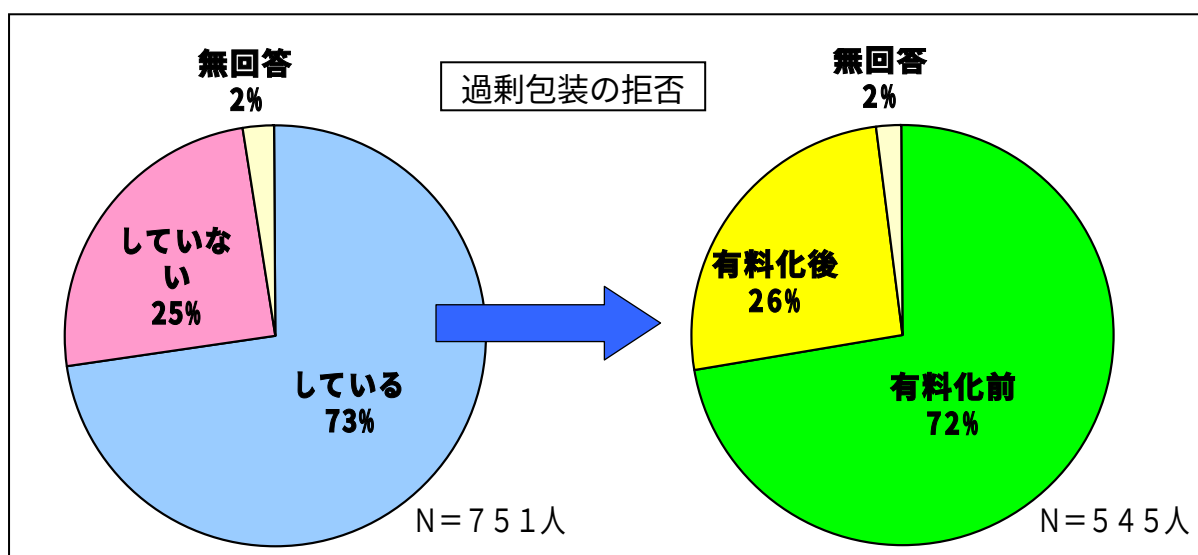
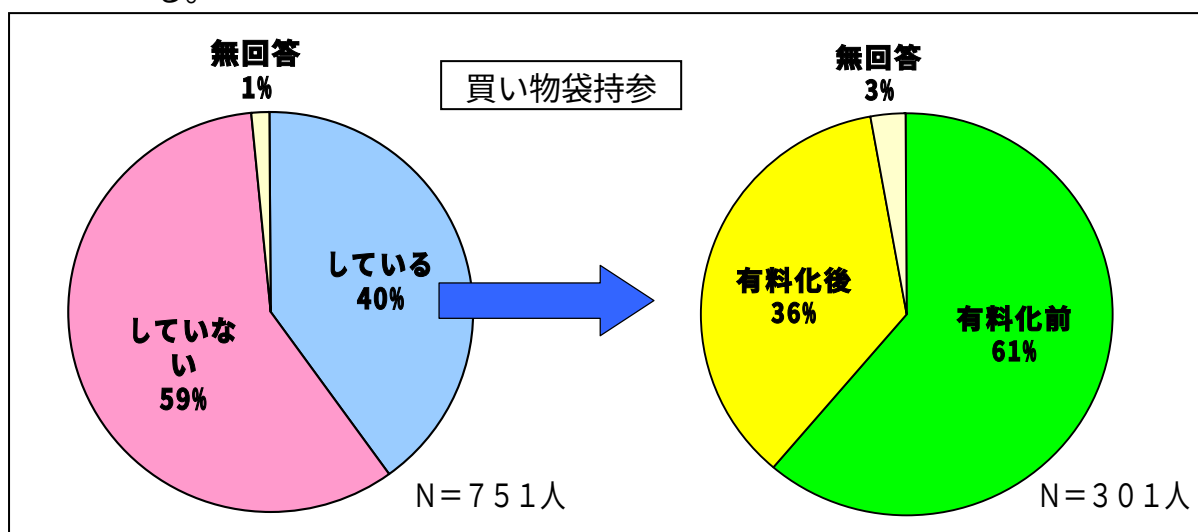
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会資料
 (東洋大学山谷教授, 16年9月) より作成

- ・リバウンドの原因推定（17都市を分析，複数原因あり）



ウ 有料化によりごみ減量意識が高まるのか

埼玉県旧与野市における調査（人口84,000人、平成8年4月に従量制有料指定袋導入）では、買い物袋持参などの取組について「実施している」と答えた方のうち、有料化後に取組を始めた方がいずれも約3割にのぼっており、ごみ減量意識は有料化によって一定程度高まると考えられる。

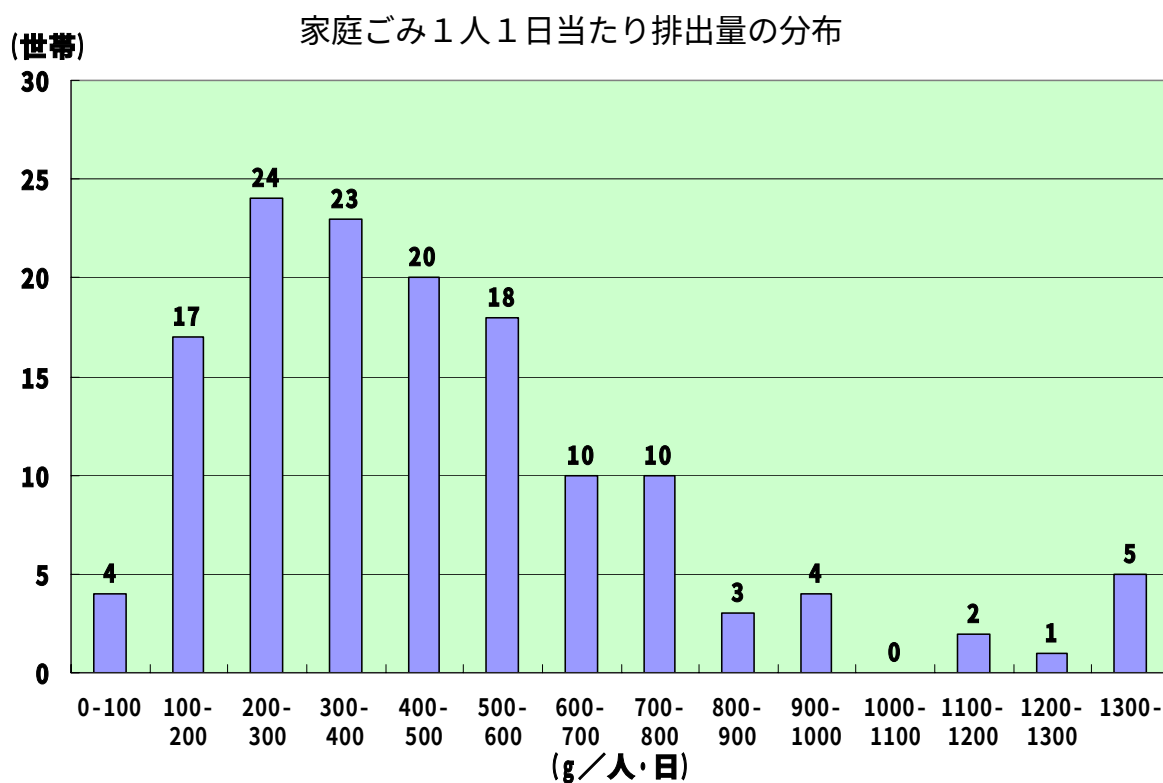


中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会資料
（東洋大学山谷教授、16年9月）より作成

エ 有料化により費用負担の公平化は図れるのか

「京都市家庭ごみ細組成調査」(15年3月)によれば、調査を行った世帯の1人1日当たりごみ排出量は下図のようにまとめられ、各世帯の排出量にはある程度ばらつきがある。

従って、有料化によってごみ減量に努力する世帯ほど負担が軽減でき、逆に多量のごみを排出する世帯ほど負担が大きくなることになれば、費用負担の公平化は図ることができると考えられる。



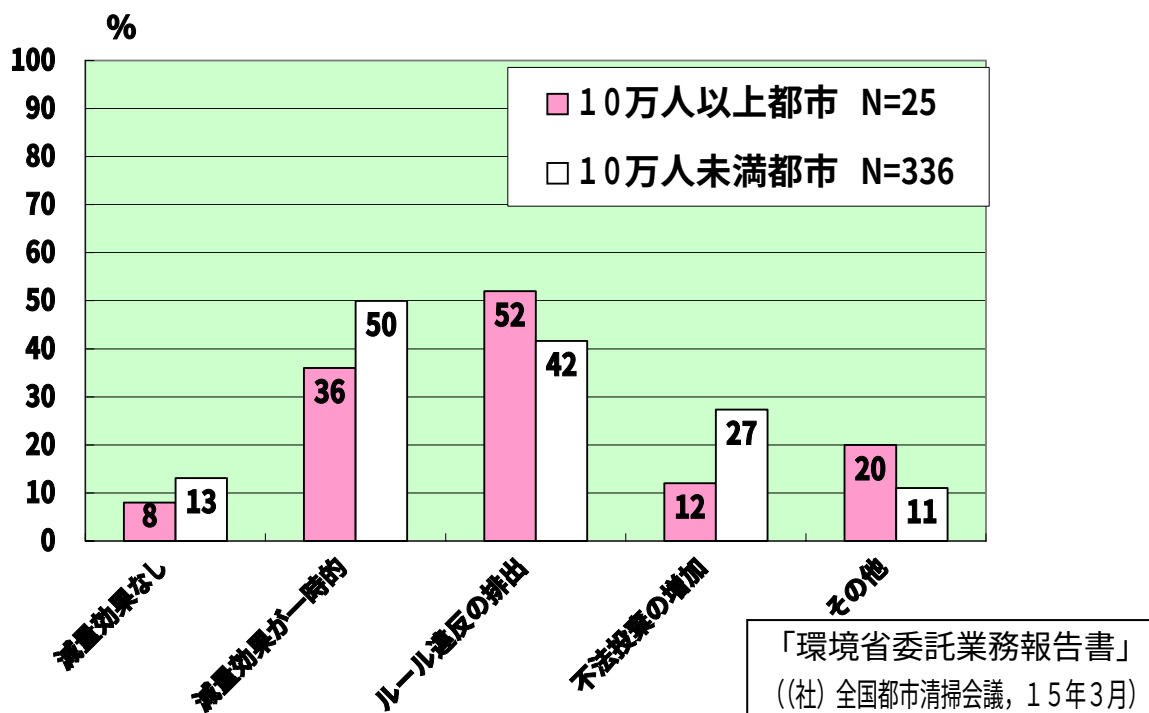
「家庭ごみ細組成調査」
(京都市, 15年3月)

オ 有料化により不法投棄が増えるのか

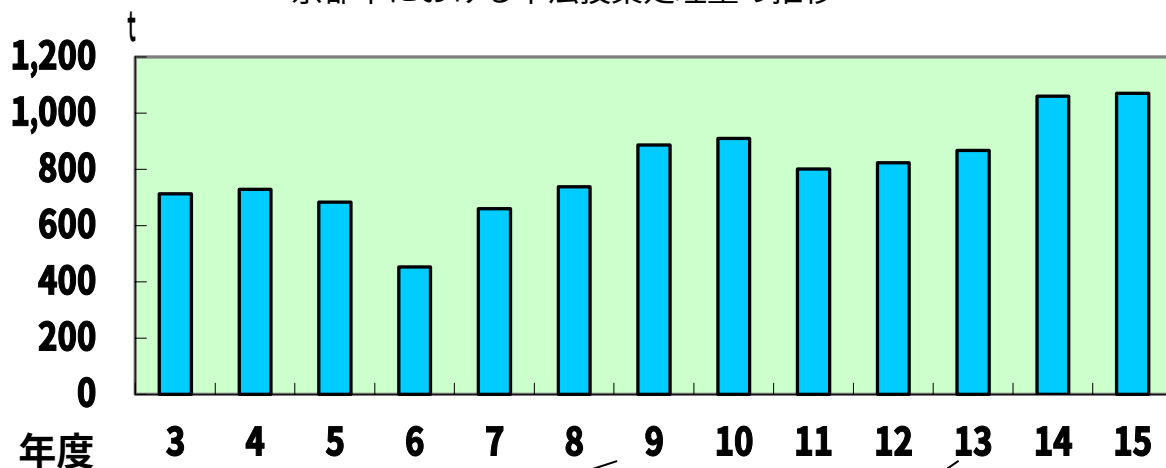
(社) 全国都市清掃会議による調査(「環境省委託業務報告書」)では、家庭ごみ有料化後の問題のひとつとして「不法投棄の増加」が各都市から挙げられているが、その割合は人口10万未満の都市で27%、10万以上の都市で12%にとどまる。

京都市では、平成9年10月に大型ごみが有料化されているが、それ以降不法投棄処理量にはそれほどの変動は見られない。

家庭ごみ有料化後の問題として各都市が回答しているもの



京都市における不法投棄処理量の推移



大型ごみ有料化，
持込ごみ手数料改定，
クリーンアップチーム結成

家電リサイクル法施行，
持込ごみ手数料改定

まち美化事務所に
美化班を設置

カ 有料化は「税」の二重負担ではないか

家庭ごみの有料化を巡っては、市民はすでに税金でごみ処理費用を負担しているにもかかわらず、有料化によって更に費用を負担させられることになり、これは「税」の二重負担ではないかとの指摘もある。

しかし、こうした指摘に対しては、有料化によって市が得られる収入を、環境関連の施策として市民に目に見える形で還元すればよいとの考え方がある。すなわち、具体的には、

- ・手数料収入の運用方法の明確化

（EX. 減量に取り組む市民活動に対する助成など，環境分野に充当する特定財源化等）

- ・市民の負担感軽減のための工夫

（EX. 家庭ごみと資源ごみの手数料額設定の差別化，リサイクル機会の拡大等）

等を行い、市民の合意形成がなされるならば、「税」の二重負担との指摘は当たらないとの考え方である。

京都市が導入すべきは



単純指定袋制か有料指定袋制か

？

【単純指定袋制が選択された場合】 → 17 ページへ

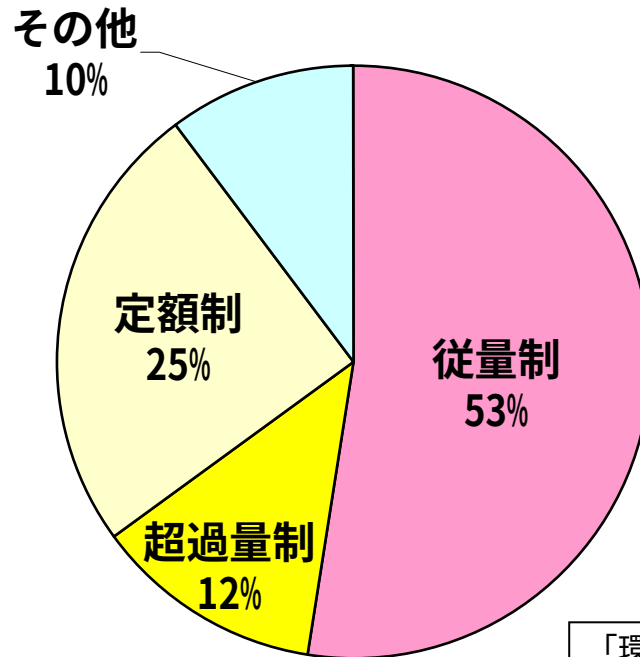
【有料指定袋制が選択された場合】 → 15 ページへ

【有料指定袋制が選択された場合】

②具体的判断項目（従量制 or 超過量制）

e 他都市における有料化の方式

○全国の有料方式の状況（524都市）

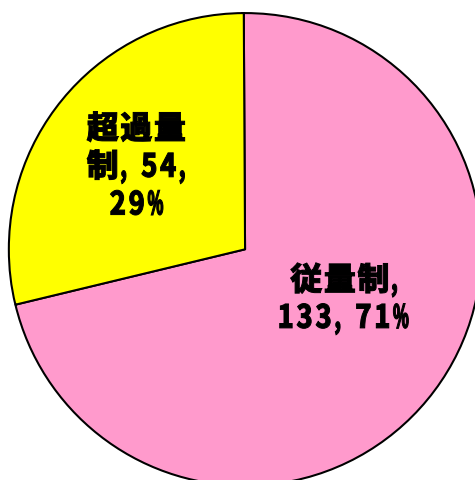


「環境省委託業務報告書」
((社) 全国都市清掃会議, 15年3月)

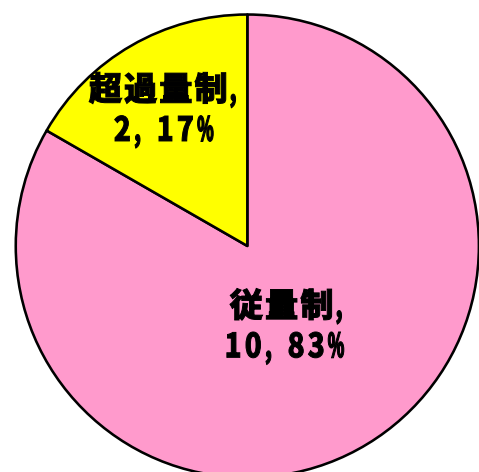
f 市民意見

○市民意見アンケート調査結果（再掲）

有料制支持者



有料指定袋制都市居住経験者



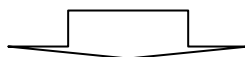
g 両方式のメリット、デメリット

○それぞれの方式を支持するもの

	従量制有料指定袋	超過量制有料指定袋
負担の公平性	ごみ排出量が増えれば負担が増す仕組みであり,不公平感が是正される	- 基準値以上ではごみ排出量が増えれば負担が増す仕組みであり, 公平性が保てる - 多量排出者から反発される可能性がある
ごみの減量効果	ごみの排出量の多少にかかわらず減量効果が得られる	基準値を設けることで,政策的にごみ排出量を一定量以下に誘導できる
仕組みの分かりやすさ	非常に簡素で分かりやすい仕組みである	- 市民が購入しようとする袋が基準値の上下いずれかにあるか区別する仕組みが必要 - 手数料の徴収の仕組みが複雑になる場合がある
行政の経費負担	基本的に大きな経費負担は発生しない	仕組みが複雑になるほど経費負担は上昇する
行政の事務負担	基本的に大きな経費負担は発生しない	仕組みが複雑になるほど事務負担は上昇する
その他の知見	価格が高いほどごみ減量効果が高く,また持続すると言われている	

(「負担の公平性」から「行政の事務負担」までについては「家庭ごみ有料化調査報告書」((社) 東京市町村自治調査会, 12年3月)), 「その他の知見」については「ごみ有料化実態調査から見えてきた課題」(西ヶ谷信雄, 月刊廃棄物2003年3月号))

京都市が導入すべきは



超過量制か従量制か

?

2 具体的実施に当たって検討すべき課題

(1) 部会としての検討課題

○単純指定袋制，有料指定袋制共通の検討課題

課題	対応例
袋の規格，レジ袋対策	袋の大きさ，種類の決定，透明レジ袋の認定など
同時に導入する施策	リサイクル機会の拡大，事業系ごみ対策など
マンションごみ対策	原則指定袋での市収集排出，資源ごみの拠点への排出など

○有料指定袋制の場合の追加的検討課題

課題	対応例
袋の料金設定の考え方	地球温暖化防止・循環型社会構築のための費用負担，周辺町村との整合性など
手数料収入の運用方法	ごみ減量活動支援等の特定財源化など
市民負担軽減のための取組	家庭ごみと資源ごみの手数料額設定の区別化，リサイクル機会の拡大など

(2) その他留意点

○単純指定袋制，有料指定袋制共通の留意点

課題	対応例
市民理解と合意形成	導入PR，普及啓発，処理費用等の情報開示の徹底など
収集ステーションの管理体制	初動時の全庁体制や管理指導体制等の構築など
流通体制の整備	製造者認定，流通の仕組み，有料化の場合販売店認定など
ごみ処理サービスのあり方	現行の収集体制の見直しなど

○有料指定袋制の場合の追加的留意点

課題	対応例
不法投棄対策	行政による監視体制と地域コミュニティとの協働による不法投棄防止など

3 今後のスケジュール（案）

平成17年3月24日	第6回部会 →・本市における指定袋制導入方式について（1パターンに絞り込み）
	
平成17年4月頃	第7回部会 →・本市における指定袋制の具体的あり方①（袋の規格，指定袋制と併用する施策等）
平成17年5月頃	第8回部会 →・最終まとめ（案）の検討
	第35回審議会（本会） →・指定袋制導入検討部会からの最終まとめ（案）の報告・検討
平成17年6月頃	（最終まとめ（案）に対するパブリック・コメントの実施）
	第9回部会 →・最終まとめ（案）に対するパブリック・コメントの結果について ・最終まとめの策定
平成17年7月頃	第36回審議会 →・部会から最終まとめの報告 ・最終答申（案）の審議
	最終答申の提出・公表
	
	京都市としての方針（案）決定 ↓（パブリック・コメント，住民説明会） 17年度中に市会へ条例案上程（予定）